

第 1 4 回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 9 番, 1 0 番)

開催期日 令和 3 年 8 月 3 0 日

第14回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和3年8月30日(月) 午後7時00分
場 所 栗山町役場第3会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 吉 田 寿 栄

書 記

栗山町農業委員会事務局 上 島 宣 和

本日の出席委員

1 番 長 尾 卓 也
2 番 塚 本 政 紀
3 番 寺 雅 彦
4 番 川 崎 浩 彦
5 番 藤 田 淳
6 番 山 本 強
7 番 小 暮 滝 弘
8 番 笹 谷 和 広
9 番 田 村 賢 治

10 番 長谷川 誠
11 番 平 田 善 治
12 番 中 島 武 博
13 番 田 村 俊 彦
14 番 大 畠 政 勝
15 番 桂 一 照
16 番 鈴 木 正 志
17 番 鳥 村 正 行
18 番 吉 田 寿 栄

本日の欠席委員

なし

本日の参与員

栗山町農業委員会 事務局 長 吉 川 道 也
" 事務局 主 幹 上 島 宣 和
" 事務局 員 中 川 圭 太

本日の議事日程

日程	議 案 番 号	件 名
1	会議録署名委員の指名について	
2	会期の決定について	
3	諸般の報告について	
4	報告第 25号	農地のあっせん成立について
5	報告第 26号	農地の使用貸借契約の解約の通知について
6	議案第 58号	農地法第18条第6項の規定による通知について
7	議案第 59号	農地法第3条の規定による許可申請について
8	議案第 60号	土地の現況証明願いについて
9	議案第 61号	農用地利用集積計画（案）について
10	議案第 62号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
11	農業団体等報告事項	

（局 長）

全員ご起立願います。礼。ご着席ください。

第14回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は、出席委員18名、全員出席であります。栗山町農業委員会会議規則第10条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長、開会宣言をお願いいたします。

（会 長）

大変ご苦勞様でございます。先日の作況調査への出席ありがとうございました。

本日の総会につきまして、慎重審議の上進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは早速、初めていきたいと思っております。

（議 長）

日程1 会議録署名委員についてですが、9番田村賢治委員、10番長谷川委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程2 会期の決定でございますが本日1日でよろしいでしょうか。（ハイの声）
ハイという声がありましたので、本日1日いたします。

日程3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

（局 長）

会務報告のページをお開きください。7月29日、第4回農政部会並びに第4回農地部会

を開催しております。8月10日、農作物作況調査を町内ほ場2か所で実施しております。
8月23日、現地調査を、藤田委員、小暮委員、長谷川委員で実施しております。
以上です。

(議長)

はい。局長の方から報告がございましたけれども、会務報告についてその他、何か質問ございませんか。(質疑なしの声) なければ次に進みたいと思います。

日程4 報告25号「農地のあっせん成立について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第25号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今回は1件でございます。

番号1 申出者 ○○郡○○町○○1丁目48番地 ○○○○ 相手方 栗山町字○○36番地 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○ 対象農地所在 字○○295番地1 地目につきましては 公簿、現況とも 畑 面積2,389㎡外11筆 田2筆12,869㎡ 畑7筆28,513㎡ 雑種地2筆1,186㎡ 池沼1筆383㎡ 計12筆42,951㎡でございます。 成立年月日 令和3年8月2日 売買価格 10aあたり 田 ○○○○○○ 円 畑 ○○○○○○ 円 雑種地 ○○○○○○ 円 池沼 ○○○○○○ 円それぞれ面積を乗じまして 対価 ○○○○○○ 円となっております。あっせん委員は、川崎委員・小暮委員でございます。 以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけれども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程5 報告26号「農地の使用貸借契約の解約の通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第26号、農地の使用貸借契約の解約通知について、下記の農地に係る使用貸借契約の解約について通知があったので報告する。今回は2件となります。

番号1 所在 字〇〇215番地1 地目につきましては、公簿、現況ともに畑 面積38,235㎡外1筆計63,185㎡ 全筆畑でございます。利用状況は普通畑として利用。契約内容 使用貸借 契約年月日 平成30年2月28日 契約期間 平成30年2月28日から令和9年11月30日 解約通知日 令和3年8月10日 通知者 貸主 栗山町字〇〇33番地3 〇〇〇〇 借主 栗山町字〇〇33番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇となっております。

番号2 所在 字〇〇159番地7 地目につきましては、公簿、現況ともに畑 面積17,724㎡外5筆 計6筆25,137.64㎡全筆畑でございます。利用状況は普通畑として利用。契約内容 使用貸借 契約年月日 平成25年11月28日 契約期間 平成25年11月28日から令和5年11月30日が、5筆、契約年月日 平成29年11月30日 契約期間 平成29年11月30日から令和9年11月30日が1筆で、解約通知日は、共に 令和3年8月12日 通知者 貸主 栗山町字〇〇205番地 〇〇〇〇 借主 栗山町字〇〇205番地 農事組合法人〇〇〇〇 代表理事〇〇〇〇 となっております。

以上でございます。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程6 議案第58号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第58号 農地法第18条第6項の規定による通知について 下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れ(合意による解約)について農地法第18条第6項の規定により通知があったので解約の可否について意見を諮う。今回は1件でございます。

番号1 所在 字〇〇159番地5 地目につきましては 公簿、現況ともに畑、面積23,662㎡1筆でございます。利用状況 普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成29年4月28日 契約期間 平成29年4月28日から令和8年11月30日 解約通知日 令和3年8月12日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇205番地 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇205番地 農事組合法人〇〇〇〇 代表理事〇〇〇〇でございます。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりましたので、審議したいと思います。

番号1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号1は原案どおり決定いたします。

日程7 議案第59号「農地法3条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請について 下記の農地について、所有権移転(売買・贈与)及び賃貸借による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。

今回は、所有権移転4件、賃貸借2件でございます。

番号1 所在、字〇〇215番地1 地目といたしまして 公簿・現況とも畑 面積38,235㎡外1筆 計2筆63,185㎡全筆畑でございます。譲渡人 字〇〇33番地3 〇〇〇〇 適用といたしまして、現在使用貸借により貸し付けている農地を譲渡したい。譲受人 字〇〇33番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇、適用といたしまして、経営の安定を図るため、現在使用貸借により借り受け耕作している申請地を譲り受けたいとなっております。

番号2 所在、字〇〇159番地5 地目といたしまして 公簿・現況とも畑 面積23,662㎡外2筆 計3筆43,554㎡全筆畑でございます。譲渡人 字〇〇205番地 〇〇〇〇 適用といたしまして、現在使用貸借により貸し付けている農地を譲渡したい。譲受人 字〇〇205番地 〇〇〇〇 適用といたしまして、経営の安定を図るため、譲り受けた農地を農事組合法人に賃貸借したいとなっております。

番号3 所在、字〇〇195番地 地目といたしまして 公簿・現況とも畑 面積162㎡外3筆 計4筆5,245.64㎡全筆畑でございます。譲渡人 字〇〇205番地 〇〇〇〇 適用といたしまして、現在使用貸借により貸し付けている農地を譲渡したい。譲受人 字〇〇205番地 〇〇〇〇 適用といたしまして、経営の安定を図るため、譲り受けた農地を農事組合法人に賃貸借したいとなっております。

番号4 所在、字〇〇547番地29 地目といたしまして 公簿・現況とも田 面積1,950㎡外5筆 田3筆2,968㎡ 牧場3筆985㎡ 計6筆3,953㎡でございます。譲渡人 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇224番地の11 〇〇〇〇 適用といたしまして、今後耕作することがない事から、共有持分の全農地を譲渡したい。譲受人 字〇〇547番地30 〇〇〇〇 適用といたしまして、経営の安定を図るため、共有持分の全農地を譲り受けたいとなっております。

番号5 所在、字〇〇159番地5 地目といたしまして 公簿・現況とも畑 面積23,662㎡外2筆 計3筆43,554㎡全筆畑でございます。貸主 字〇〇205番地 〇〇〇〇 適用といたしまして、譲り受けた申請地を貸し付けたい。借主 字〇〇205番地 農事組合法人〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇、適用といたしまして、経営の安定を図るため借り受けたいと考えてございます。

番号6 所在、字〇〇195番地 地目といたしまして 公簿・現況とも畑 面積162㎡外3筆 計4筆5,245.64㎡全筆畑でございます。貸主 字〇〇205番地 〇〇〇〇 適用といたしまして、譲り受けた申請地を貸し付けたい。借主 字〇〇205番地 農事組合法人〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇、適用といたしまして、経営の安定を図るため借り受けたいと考えてございます。

以上でございます。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告をお願いします。

(6番 山本)

番号1につきまして、譲渡人の〇〇〇〇さんにつきましては、現在使用貸借している申請地を、本人が代表取締役を務める、株式会社〇〇〇〇さんへ譲渡するものであり、問題ないと思います。

(16番 鈴木)

番号2・3につきまして、譲渡人の〇〇〇〇さんの意向により、農地を譲渡するものであるため、農地所有者本人の意向であり、問題ないと思います。

(17番 鳥村)

番号4につきまして、譲渡人の〇〇〇〇さんの意向により、農地所有の持分を譲渡するものであるため、農地所有者本人の意向であり、問題ないと思います。

(16番 鈴木)

番号5・6につきまして、譲渡人の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんにつきましては、現在構成員となっている法人へ賃貸借するものであり、問題ないと思います。

(議長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第 59 号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 59 号については原案どおり決定いたします。

日程 8 議案第 60 号「土地の現況証明願いについて」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第 60 号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄記載のとおり証明願い出があったので証明の可否について意見を諮う。 今回は 3 件の願い出でございます。

番号 1 所在 ○○3 丁目 96 番地 4 地目につきましては公簿が田 現況が農地外 面積 263 ㎡ 1 筆でございます。利用状況 宅地 所有者 ○○3 丁目 35 番地 ○○○○ 願出人 ○○2 丁目 91 番地 1 行政書士○○○○ 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。

番号 2 所在 ○○3 丁目 96 番地 10 地目につきましては公簿が畑 現況が農地外 面積 392 ㎡でございます。利用状況 宅地 所有者 ○○市○○区○○5 条○27 丁目 1 番 14 ○○○○ 願出人 ○○2 丁目 91 番地 1 行政書士○○○○ 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。

番号 3 所在 ○○170 番地 4 地目につきましては公簿が畑 現況が農地外 面積 539 ㎡でございます。利用状況 宅地 所有者及び願出人 字○○170 番地 ○○○○ 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。 以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、この件につきましては現地調査を行っておりますので、現地調査班長より報告をお願いします。

(7 番 小暮)

令和 3 年 7 月 29 日 第 13 回農業委員会総会後に提出のあった現況証明の、願い出に基づき、令和 3 年 8 月 23 日に、藤田委員、長谷川委員、吉川事務局長、上島主幹、中川主事、同行のもと現地調査を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

番号 1 から番号 3 につきまして、申請どおりの現況であることを確認してきております。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長)

はい。事務局及び現地調査班長の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。
なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第60号土地の現況証明願いについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— 議案第60号については原案どおり決定いたします。

日程9 議案第61号「農用地利用集積計画(案)について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第61号 農用地利用集積計画(案)について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は、所有権移転1件であります。

整理番号3所26-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇36番地 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 所有権を移転する者 〇〇郡〇〇町〇〇1丁目48番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和3年8月2日 所有権を移転する土地 所在 字〇〇295番地1 現況地目 畑 面積2,389㎡外11筆 田2筆12,869㎡ 畑7筆28,513㎡ 雑種地2筆1,186㎡ 池沼1筆383㎡ 計12筆 42,951㎡でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和3年8月31日 対価につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇 円 畑 〇〇〇〇〇〇 円 雑種地 〇〇〇〇〇〇 円 池沼 〇〇〇〇〇〇 円 それぞれ面積を乗じまして、合計 〇〇〇〇〇〇 円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和4年2月28日となっております。 以上です。

(議長)

はい。所有権移転1件の説明がありましたので審議したいと思います。

整理番号3所26-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号3所26-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号3所26-1は原案どおり決定いたします。

日程 10 議案第 6 2 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第 6 2 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っています。栗山町農業委員会においても、別紙「農業委員会の法令遵守の申し合わせ」のとおり、高い倫理観を持ち、法令遵守による公正・公平な職務遂行に努めることを決議いたします。令和 3 年 8 月 30 日提出、栗山町農業委員会会長吉田寿栄。農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議については、令和元年度以降、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、年 1 回以上申合せ決議の実施について、対応をお願いされているところです。

栗山町農業委員会においても、別紙「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」のとおり朗読をもって提案といたします。

『私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。』

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和 3 年 8 月 30 日 栗山町農業委員会』 以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より、説明がありましたが、何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

議案第 6 2 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 6 2 号は原案どおり決定といたします。

それでは、本日の議案につきましては、これで終了となります。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は9月29日の水曜日、時間については、午前9時30分からの予定、現地調査につきましては、9月22日の水

曜日 午前9時30分から 第5班 長尾委員、塚本委員、山本委員にお願いします。

本日はご苦勞様でした。

それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。

以上で本日の総会を終了します。(午後7時40分終了)